

VERSION 2, 2012年2月23日

グローバル・サステイナブル・ツーリズム協議会 国際基準および推奨評価指標

VERSION 2.0. 2013年12月10日

はじめに

サステイナブル・ツーリズムは成長を続けています。消費者の需要は拡大し、観光業界では新たなエコプログラムの商品開発が進み、各国の政府は持続可能な観光のための新しい政策づくりに取り組んでいます。しかし、「サステイナブル・ツーリズム」の本当の意味とは、どのようなものなのでしょうか。いかに消費者の信頼を高め、効率的に、虚偽の主張に対処しながら達成度を測定し、信頼できる形で明示したらよいのでしょうか。

グローバル・サステイナブル・ツーリズム協議会 (GSTC)の基準は、すべての観光事業において望ましい最低限の条件と持続可能な観光のあり方の共通理解のために、大きく4つのテーマに分けて策定されました。この4つのテーマとは、①持続可能性の高い計画の実施、②地域住民の社会的・経済的な恩恵を最大限にすること、③文化遺産の活性化、④環境負荷の低減です。

なお本基準は、宿泊施設およびツアーオペレーターを対象に策定されたものですが、観光産業全般に適応することができます。

GSTC 基準は、国連ミレニアム開発の目標である地球規模の課題に対応して作成されました。そのため、貧困の撲滅と環境の持続可能性についての、分野を横断した課題が基準の要として盛り込まれています。

2007 年に、27 団体で構成するネットワーク(グローバル・サステイナブル・ツーリズム基準パートナーシップ)が設立され、基準の共同開発が始まりました。その開発の過程では、8 万人もの観光関連事業者に協力を求め、60 以上の世界中の認定制度や、独自に作られた 4,500 の基準を分析し、1,500 人以上から意見を集めました。



やがて 2008 年 10 月に最初の基準がリリースされ、2011 年 4 月までを意見調査期間としました。その間、GSTC は寄せられたすべての意見に返信し、必要に応じて基準を改訂しました。そうして作られた改訂版基準は、英語、フランス語、スペイン語、中国語に翻訳され、さらに 2011 年 7 月 15 日か~10 月 15 日を意見調査期間としました。そして新たに寄せられた意見を反映し、最新版の「GSTC 宿泊施設およびツアーオペレーター用基準バージョン 2」が完成したのです。次回の改訂は 2016 年ごろの予定です。なお、GSTC 基準はグローバル・サステイナブル・ツーリズム協議会が管理しています。

本基準の適用例は、次のようなものです。

- 規模の大小にかかわらずすべての観光関連事業者が、持続可能性を高めるための基本方針となる。同じく、世界基準を満たす持続可能な観光プログラムを選択する一助となる
- 旅行会社や代理店が、持続可能なプログラムやその実施事業者を選択するための指針となる
- 消費者が、健全なサステイナブル・ツーリズムのプログラムや事業者を識別しやすくなる
- 各種メディアが、サステイナブル・ツーリズム事業者を認識する基準となる
- 個別の認定制度や独自のプログラムが、世間に広く受け入れられる基準値を満たしていることを証明 する一助となる
- 国、NGO、民間機関が、サステイナブル・ツーリズムを導入する出発点となる
- ホテルスクールや大学などにおいて、教育や訓練のための基本ガイドラインとなる

本基準は、実施の方法や到達すべき目標ではなく「何を行うべきか」を示しています。そのため、評価指標や 教材、実施に必要なツールなど、GSTC 基準を満たすために必要不可欠な補足材料がまとめられています。 つ まり GSTC 基準は、あらゆる観光の形態において、持続可能性を標準的な実務基準として導入できるよう考え られているのです。

基準の適用

正当な理由がある特別な場合を除き、すべての基準を適用することが望ましいですが、例外的にその地域独自の規制や社会的・文化的・経済的な事情によって本基準を観光商品に適用できないこともあります。地域住民による小規模な観光事業は社会的・経済的・環境的な影響も少なく、特別な事情のもと、すべての基準を適用できないこともありえます。これらの詳細説明は GSTC が発行する別紙、指標、用語解説を参照してください。

評価指標

評価指標は、宿泊施設やツアーオペレーターが、本基準(GSTC C-HTO)に適応しているかどうかを判断するために作成されています。指標はすべてを利用する必要はなく、基準(GSTC C-HTO) の利用者がそれぞれの実情に合った独自の指標を開発するための例として示してあります。

これらの指標はいまだ草案の段階で、新しい情報によって定期的に更新されます。新たな指標や改善点があると思われる場合は、次のメールアドレスにご意見を送信してください。accreditation@gstcouncil.org

Combined Indicators and Criteria

この文書は基準と指標を併記しています。公式文書はホームページを参照してください。www.gstcouncil.org

基準

A 効果的な持続可能な経営管理の明示

A1. 実際の規模や実態に則し、環境、社会、文化、 経済、品質管理、衛生管理、安全問題に配慮した、 長期的かつ持続的な経営の管理制度を実施する。

指標

IN-A1.a. 事業体の規模と実態に則した持続可能な経営の管理制度を実施している。

IN-A1.b. この制度は社会、文化、経済、品質管理、衛生管理、安全問題に配慮している。

解説:

小規模な組織では、経営管理の制度がありさえすれば簡略なものでもよい。しかし大規模な組織では制度をきちんと文書化し、正式な報告書や記録を残し、研修も行っていなければならない。 (持続可能な経営では実施することが重要であり、組織管理に組み込まれているべきである)

A2. 衛生管理、安全、労働、環境などを含むすべて の適用可能な国際法、国内法および条例を順守す る。 IN-A2. a. すべての適用可能な国際法、国内法および条例を順守する。 (衛生管理、安全、労働、環境などの分野を含む)

IN-A2.b. 最新の 法的必要条件のリストを備えている。

解説:

法的必要条件を満たす登記簿、経費や諸条件が明確にわかる文書を備えていることが望ましい。計画条件の許認可に関する事項は文書化されているべきである。

A3. すべての従業員が、環境、社会、文化、経済、 品質管理、衛生管理、安全対策におけるそれぞれの 役割および責任に関して、定期的に研修を受ける。 IN-A3.a. すべての従業員が、環境、社会、文化、経済、品質管理、衛生管理、安全対策におけるそれぞれの役割および責任に関して高い意識をもっている。

IN-A3.b. 従業員は、職務に応じ地域で定められている資格を持っている。例)下水処理担当者

解説:

意識を高めるための実地研修や正式な研修を実施する。大規模な事業者は、基幹業務の責任についてもマニュアルを用いて正式な研修を実施する。研修用マニュアルなどは、適切な言語で用意する。資格が必要な従業員には、最新かつ最善の取り組みができるよう支援する。

A4. 持続可能性の観点を含めて利用客の満足度を測定し、必要に応じて是正すべく修正、調整を行う。 (1) IN-A4.a. 寄せられた苦情の内容、およびその対応措置について記録する苦情対応の仕組みがある。

解説

最もよい方法は、顧客の満足度調査の分析結果にもとづいて改善するなど、事前の対策を講じることである。

A5. 組織、および商品やサービスに関する広告宣伝は、持続可能性にかかわることを含むすべての情報が、正確かつ包括的でなければならない。ビジネスとして実際に提供できること以上のものを約束しない。

IN-A5.a. 販売促進の資料の内容は、実際に提供できる範囲にとどめ、 間違いや誤解を生じないものになっている。

解説:

写真などのイメージは、実際の体験や顧客が訪れる場所に限定する。野生生物や文化的な行事に関する販売促進活動は、見られる保証のないものを約束してはいけない。持続可能性に関する主張は過去の業績の範囲とし、予定のものを使用しない。

- A6. 建築物およびインフラ整備の計画、設計デザイ
- ン、建設、修復、運用、取り壊しについて。





基準	指標
A6.1. 地域の区画要件、保護地域、遺産地域の法律 や規則を順守する。	IN-A6.1.a. 土地利用は、その地域が策定している区分けおよび保護地域や遺産地域の法律や規則、利用計画を順守している。解説: 社会、環境保護、都市、レクリエーション、快適性、観光計画など関連のあるすべての法令や規則を考慮に入れる。法令にはすべて応じ、法令で定められていない規則についても状況判断し、適切に対応する。事業者の開業以降に制定された法令に関しては、実施可能であれば順守すべきである。
A6.2. 計画、立地選定、設計デザイン、影響評価を 行う際は、周囲の自然や歴史文化遺産に配慮する。	IN-A6.2.a. 立地や設計デザインは、景観、建材、地形、生態系の適応能力に配慮され、周囲の文化遺産保護や保全に貢献している。 IN-A6.2.b. 考古学的遺産、文化遺産、聖域を荒らしていない。(それらのリストを作成し、保護に貢献している) IN-A6.2.c. 絶滅危惧種など保護が必要な生物の、移動の妨げや繁殖地の破壊をしていない。 IN-A6.2.d. 施設が景観を損なっていない。 IN-A6.2.e. 水路、集水域、湿地に手を加えていない。施設、駐車場、敷地からの水は流水路を設け、ろ過している。解説: 新築、改築、新規事業の場合、基準の適用は必須である。
A6.3. 現地に適した持続可能な建設方法および資材を使用する。	IN-A6.3.a. 事業者は、現地に適した方法で資材や建材を構造物に使用している。造園には在来の植物を用い、地域の慣習を施工の方法や過程に取り入れている。解説: 資材の現地調達がもたらす恩恵と、持続可能性やライフサイクルとのバランスを考える。
A6.4. バリアフリー化する。	IN-A6.4.a. 施設およびサービス (器具用具を含む) が、特別に補助が必要な人に対応している。アクセスの難易度が顧客に明確に伝わっている。解説: 都市部のホテルでは完全な対応が望まれるが、たとえばハイキングなどに利用される山小屋では部分的な対応となり、急流下りなどでは健常者のみが対象となるなど、条件別に顧客への対応を合わせる。
A7. 土地・水の利用権、資産の取得に際しては、地域の自治体および先住民を含む地域住民の権利を守り、事前に情報を共有した上で地元住民の同意を得て、移住を強要しない。	IN-A7.a. 土地の利用や所有、またその場所での活動の権利は合法である。先住民を含む地域住民の所有者から同意を得ている。 IN-A7.b. 土地利用権、土地所有権の取得に際して、移住を強要したり、不当な土地の買収をしていない。 解説:

A8. 顧客に対し、周囲の自然環境、地域文化、文化 遺産の情報を提供および解説し、自然や生活文化、 文化遺産を訪れる際の適切な行動についての説明も 行う。 IN-A8.a. 顧客は適切な行動を心得ており、周囲の自然環境や地域文化について基本的に理解している。事業者は、展示物、ガイディング、物品などによる解説プログラムを設けている。

新築、改築、新規事業の場合、基準の適用は必須である。

解説:

地域の自然および文化遺産の解説は、地域文化に精通した人あるいは専門家によって行われることが最良である。

B 地域コミュニティーの社会的・経済的な利益の最大化、悪影響の最小化

B1. 地域コミュニティーのインフラ整備および教育、訓練、保健・衛生などを含む地域社会開発の取り組みを積極的に支援している。(2)

IN-B1.a. 地域コミュニティーに対し、商業的支援、現物給付、専門性をいかした奉仕活動などを行い、公益に貢献している。

解説.

指標

地域貢献の活動は、地域コミュニティーと共同により開発されたものであることが望ましい。その貢献度は、事業体の営業実績や地域コミュニティーの経済状況に見合ったものとすべきである。

B2. 地域住民に、管理職も含めた雇用機会を均等に 与える。すべての被雇用者に対して、定期的な研 修、実地経験、昇進の機会を与える。 IN-B2.a. 管理職を含め、地域住民を雇用している。被雇用者には研修 や昇進の機会が与えられている。

解説:

地域コミュニティーから雇用することが望ましい。地域住民の雇用割合は、その地域の季節性、立地、経済状況に見合うものとすべきである。

B3. 地域サービスの利用や物資の購入は、フェア・トレードの原則に沿ったものとする。

IN-B3.a. 購入はおもに地域の供給者かフェア・トレードを選んでいる。サービスは、地域ビジネスを最大限に利用している。

解説:

環境に優しい基準を満たし、フェア・トレードに取り組む地元の供給者を優先した購入方針を持つことが望ましい。サービスや請負事業者などは、なるべく地域から調達する。ツアーオペレーターに関しては、ツアーで利用する地元資本のレストラン、サービス、店舗を支援することがきわめて重要である。

B4. 地元の中小規模の事業者が、その土地の自然、 歴史や文化(飲食物、工芸品や伝統芸能、農作物な どを含む)に根ざした持続可能な商品を開発し、販 売できるようにする。 IN-B4.a. 地元の中小規模の事業者が、手工芸品、飲食物、芸能、物品、サービスなどを、可能なかぎり顧客に直接販売できるようにしている。

解説:

地元の中小規模の事業者による直接販売の度合は、地域コミュニティーの経済状況に連動する観光事業者の業績に見合ったものすべきである。 (例:貧しい地域における大きな観光事業者の場合はその度合を大きくすべきであり、経済的に発展した地域における都市型ホテルの場合は小さいものとなるかもしれない)

B5. 伝統的な集落や地域コミュニティーにおける活動の行動規範は、影響を受ける地域コミュニティーとの協働と合意のもとで策定し実施する。

IN-B5.a. 文書化された行動規範には、事業者の方針、マーケティング、社員研修の内容や研修資料、詳しいパンフレットなどが含まれている。規範の作成は地域コミュニティーと協議で行い、同意を得て策定されている。

解説:

従業員がわずかな小規模事業者は、実施されていれば簡素化された取り 組みでもよい。しかし大規模な事業者は、文書化された行動規範の策定 は必須である。

B6. 商業的、性的、その他あらゆる形態の搾取およびハラスメントを防ぐ方針がある。とくに児童、青少年、女性、少数派の人々に対しては留意する。(3)

IN-B6.a. 文書化された方針があり、経営陣を含む全従業員に周知されている。方針の作成に際しては、事業者は地域コミュニティーと協議し、同意を得ている。

GUIDANCE:

従業員がわずかな小規模事業者は、実施されていれば簡素化された取り 組みでもよい。しかし大規模な事業者は、文書化された方針や担当者へ の意識啓発および報告システムの策定が必須である。

B7. 女性や地域内の少数派などの人々に対して、管理職を含めた雇用機会を均等に与え、児童労働を避ける。(4)

指標

IN-B7.a. 女性や地域内の少数派の人々の雇用割合が、地域の人口割合に比例している(管理職、非管理職ともに)。女性や地域内の少数派などの人々に対する雇用促進がある。(国際労働機関 ILO 憲章に基づき)児童労働がされていない。

解説:

観光による雇用が少ない地域や、高度な訓練や経験が必要とされる観光 事業者においては、地域雇用が限られる場合がある。しかしその場合で も、事業者の規模に見合った地域雇用や研修が望まれる。

B8. 国際または国内の被雇用者保護に関する法制度 を尊重し、被雇用者に最低限、生活賃金を支払う。 IN-B8.a. 賃金や保障が、地域、国、世界(最も高い基準を優先)の基準に見合うかそれを上回っている。

IN-B8.b. 資格要件を満たす従業員への賃金は、国の社会保障制度(制度が存在する場合)に沿ってなされている。

IN-B8.c. 時間外手当は、標準労働時間を超えた時間数で支払われている。時間外労働時間は、労働基準法または国際労働機関で定められた上限を超えていない。

IN-B8.d. 従業員はすべて、有給休暇を取る権利を持っている。

IN-B8.e. 健康保険かそれに相当する対応が全従業員になされている。 解説・

地域の従業員に対する賃金や手当は、特別にかかる費用をも補うべきである。(例:公共交通がない場合の時間外通勤手当など)

B9. 事業体の活動は、近隣のコミュニティーが必要とする食糧、水、エネルギー、保健・衛生環境といった基本的なサービスを脅かさない。(5)

IN-B9. a. 公共サービスの供給停止の件数および報告数の増加、ならびに地域コミュニティーに対するサービスや品質の低下が、事業体に起因していない。

IN-B9.b. 地域コミュニティー収入に占めるエネルギー、水、ゴミ処理のコスト割合の変動を測定している。

IN-B9.c. 事業体の活動が、地域コミュニティーに対する水、廃棄物処理、エネルギーの提供を脅かしていない。

解説:

基準 B9 の評価は一事業体に限定せず、すべての観光業が与える地域コミュニティーへの累積的な影響を可能なかぎり分析する。

B10. 観光にかかわる活動は、土地、水資源、通行権、運搬、住居などの地域住民の生活に配慮する。

IN-B10.a. 地域住民は公共や共用の場へのアクセスを保障されており、 観光化していない本来の生活を続けている。

IN-B10.b. 通行権、運搬、住居が、障害されることなく良心的な価格で提供されている。

解説:

観光は、地域経済に悪影響をもたらすことや、観光化していない本来の 生活を困難にすることがある。そのため、土地や水資源の利用を確保 し、通行権、輸送、住まいへの影響を軽減する措置をとる。

C文化遺産の魅力の最大化、悪影響の最小化

C1. 文化的、歴史的に外部からの影響を受けやすい場所への旅行に際しては、制定されたガイドラインや行動規範を順守し、旅行者が与える負荷を最小限に抑え、観光の満足度を最大限に引出す。

IN-C1.a. 事業体は、自主ガイドラインまたは行動規範を採択し、年に一度見直しを行い、順守している。

解説

影響評価やモニタリングをもとに規範を設定することが望ましい。





基準	指標
C2. 国内法および国際法上許可された場合を除き、 歴史的、考古学的な工芸品の販売、交易や展示は行 わない。	IN-C2. a. すべての歴史的、考古学的な工芸品の販売、交易、展示は、 国内法および国際法で許可されている。 解説: 事業体は、販売、交易、展示を行う前に、その許可を得ていることを示 さなければならない。
C3. 地域の歴史的、考古学的、文化的、精神的に重要な財産、遺跡などの保護および維持に尽力する。域住民に対しては、それらの利用権を侵害しない。	IN-C3.a. ツアーオペレーターは、訪れる観光スポットや宿泊施設の地域において、現物支給や経済的支援を行い保全活動に貢献をしている。IN-C3.b. 地域住民は、その地域内に公平かつ無理のない料金で立ち入ることができる。解説: 保全活動の貢献度は、事業体の規模や、地域の歴史的、考古学的、文化的、精神的な場所への顧客の案内の度合いに見合ったものとする。
C4. 地域コミュニティーの知的所有権を尊重しつつ、事業体の運営、デザイン、装飾、料理、販売店などに、地域独自の芸術、建築、文化遺跡の要素を取り入れる。	IN-C4.a. 顧客は、ツアー参加や滞在中に、地域独自の芸術、建築、文化遺跡を鑑賞または見学するか、体験している。 IN-C4.b. 地域独自の文化遺産であるデザイン、モチーフ、芸術を取り入れる場合は、コミュニティーや個人の知的所有権を尊重している。解説: 地域独自の芸術品、モチーフ、デザインを事業体の活動素材に採用する。その際は著作権使用承諾を得る(例:ロゴ、パンフレットの表示、布地プリントや壁画など)。文化遺産(とくに先住民族の文化)の利用の仕方が、地域コミュニティーから適切だと認められるようにする。
D 環境メリットの最大化、環境負荷の最小化	
D1. 資源の保全	
D1.1. 購買方針は、建材、資財、食品、飲料、消耗品を含め、地産地消やグリーン購入を積極的に行うよう定める。	IN-D1.1.a. 文書化された購買方針を持っている。建材、資財、食品、飲料、消耗品を地域で購入するか、あるいは環境的に持続可能な製品に対する支持を明確にしている。解説: 従業員がわずかしかいない小規模の事業体は、実行されていれば簡略な方針でもよい。より大きな事業体は文書化された方針を持ち、担当者への周知、地域での購入、持続可能な製品の採用の見直しを欠かさない。
D1.2. 使い捨て商品や消耗品の購入と使用を管理 し、積極的に削減する方法を模索する。	IN-D1.2.a.リユース、リターナブル、リサイクル商品をできるかぎり購入している。購入はまとめて行い、包装はなるべく避けている。解説: 廃棄物管理に関する基準をもつべきである。より大きな事業体は、廃棄管理計画や方針をもつようにする。
D1.3. エネルギー消費量を測定し、エネルギー源を明確にする。全体的なエネルギー消費を最小限に抑え、再生可能エネルギーの使用を促進する方法を導入する。	IN-D1.3.a. 総エネルギー消費量と、利用者の活動(宿泊、旅行など) ごとのエネルギー消費量、エネルギー源ごとの消費量を測定している。 総エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの割合を測定している。 解説: 従業員および利用者に対して、省エネの方法を周知する。





D1.4. 消費水量を測定し、水源を明確にする。全体 的な消費水量を最小限に抑える方法を導入する。供 給水源は持続的で環境流量(自然流量)に悪影響を 与えない。

指標

IN-D1.4.a. 宿泊客・旅行客などの活動ごとに、水源別消費水量をキロリットルで測定している。

IN-D1.4.b. 使用するのは、自治体や政府が認可している供給水源もしくは持続可能な水源である。これまでに環境流量(自然流量)に影響しておらず、今後も影響していない。

解説:

測定は、地下帯水層、湿地帯、水路を対象とする。乾燥地域や海岸では、帯水層における塩類集積の可能性も考慮する。可能であれば、観光による局所的な水源に対する累積影響も考慮する。

D2. 汚染の削減

D2.1. 事業体の管理下にあるすべての活動が排出する温室効果ガスを測定し、排出量を最小限に抑える手立てが実施されるとともに、最終的な排出量を相殺するようにする。

IN-D2.1.a. 直接、間接に排出される温室効果ガスを可能なかぎり測定している。旅行客または宿泊客1人当たりのカーボンフットプリント (二酸化炭素排出量からカーボンオフセット分を引いた量) はモニタリングされており、前年より増加していない。

IN-D2.1.b. 可能なかぎり、カーボンオフセット制度を利用している。 解説:

温室効果ガス・二酸化炭素の測定およびオフセットの取り組みは、エネルギー消費量に応じてなされるべきである。例)大自然のトレッキングツアー事業者は送迎の輸送手段などに取り組めばよいが、都市型ホテルや大型リゾートは詳細な二酸化炭素排出量の測定を実施すべきである。

D2.2. 温室効果ガス排出につながる交通、輸送手段の使用を控えるよう、利用者、従業員、商品供給者に勧める。

IN-D2.2.a. 利用者、従業員、商品供給者は、輸送に関する温室効果ガスの排出を削減する方法や機会を知っている。

解説:

利用者、従業員、商品供給者による認識の有無を評価基準とする。

D2.3. 中水を含む廃水が適正に扱われ、地域住民や環境に悪影響がないように再利用するか、安全に放流する。(6)

IN-D2.3.a. 廃水は、自治体や国が認可した処理システムを利用している。もしくは

IN-D2.3.b. 地域住民や環境に悪影響がないように、廃水処理がなされている。

解説:

廃水処理の程度と評価レベルは、地域の環境の脆弱性に応じて実施すべきである。

D2.4. 廃棄物の量を測定し、削減する仕組みを設ける。削減できない廃棄物については、再利用またはリサイクルする仕組みを確立する。最終廃棄処理は、地域住民や環境に悪影響を与えないよう行う。

IN-D2.4.a. 廃棄物の種類と排出量、およびリサイクルの種類とその量を測定し記録している。

IN-D2.4.b.公的に認可された廃棄場で処分している。または環境に影響が出ない廃棄場の利用を証明できる。

解説

再利用または再資源化されない廃棄物については、具体的な数値目標を記した廃棄処理計画を立て実施することが望ましい。





基準

D2.5. 農薬、塗料、プール殺菌剤、洗浄剤を含む有害物質の利用を最小限に抑え、可能なかぎり無害なもので代用する。すべての化学製品は、保管、使用、取り扱い、処分を適切に管理する。(7)

指標

IN-D2.5.a. 使用または保管しているすべての化学物質について、安全性データシート (MSDS)がある。

IN-D2.5.b. 使用している化学薬品について、環境に無害な製品に切り替えられるか検討を行っている。

IN-D2.5.c. 化学薬品は、適切な基準に沿って扱うこと。大量に保管している場合は、とくに留意する。

D2.6. 騒音、照明、流出水、地表侵食、オゾン層破 壊混合物による環境汚染、大気と水と土壌を汚染す る物質を最小限に抑える。 以下を原因とする公害を最小限に抑えている。

IN-D2.6.a. 騒音

IN-D2.6.b. 照明

IN-D2.6.c. 流出水

IN-D2.6.d. 地表浸食

IN-D2.6.e. オゾン層破壊混合物

IN-D2.6.f. 大気汚染物質

IN-D2.6.g. 水質汚染物質

IN-D2.6.h. 土壌汚染物質

解説

生態系や地域コミュニティーに影響を与える汚染は、緊急時や特別な場合に限定される。

D3. 生物多様性、生態系、景観の保全

D3.1. 国内法および国際法に基づき運用が持続可能であると保証され、管理された一部の活動を除き、野生生物種を採集、消費的活用、展示、販売、または交易の対象としない。(8)

IN-D3.1.a. 野生生物種の採集、消費的活用、展示、販売、または交易において、国内法および国際法を順守している。

解説:

持続可能な運営計画を、科学的な知見に基づき専門家とともに作成することが望まれる。運営計画は、方策、現在と将来の計画、その他野生生物への配慮を含む。

D3.2. 国内法および国際法に基づき適切に管理された活動を除いて、野生生物の捕獲を行わない。保護種を含むすべての野生生物は、認可された適切な環境施設でのみ管理し、人道的に世話をする。

IN-D3.2.a. 捕獲されたすべての野生生物の管理については、国内法および国際法を順守している。

解説:

保護された野生生物の管理には、原則として公的な許可が必要である。

D3.3. 外来生物種の侵入防止措置をとる。在来種に 関しては、とくに自然景観においてなるべく風景の 美化や復元のために利用する。 IN-D3.3.a. (侵略的外来生物である) 植物、野生動物、病原体が存在する場合、拡散させない措置をとるか、できれば管理・根絶の措置を講じている。

IN-D3.3.b. 自然を利用するツアーオペレーターは、外来生物種の持ち込みや拡散防止のためのプログラムを持っている。

IN-D3.3.c. 立地の特性を見直し、在来種の利用を検討し実行している。

解説

保護区やその周辺においては、とくに侵略性の高い外来種(植物や野生動物)に注意すべきである。





D3.4. 自然保護地域、生物多様性価値の高い地域などでは、生物多様性の保全を支援し、尽力する。

指標

IN-D3.4.a. 以下の活動に対する支援金または現物支給・支援の、年間予算に占める割合を指標とする。

- i. 自然保護地域や生物多様性の保全 または
- ii. 地力回復(ヘクタール単位) または
- iii. 生息環境の保護または修復(ヘクタール単位)

IN-D3.4.b. 生物多様性の保全に関する環境教育をしている。 解説:

生物多様性の保全に対する貢献度は、生物多様性や自然の価値の観光商品への利用度に見合うものとする。自然の多い環境にある宿泊施設の貢献度は高く、都市型ホテルは適度とする。

D3.5. 野生生物とかかわる際は、野生生物に対する 累積的な影響を考慮に入れた上で、野生生物の生存 能力や個体群の行動に悪影響を与えない。自然生態 系への影響は最小限に抑える。自然生態系に影響が 生じた場合には、自然生態系を再生し、自然保全管 理に対して補償を行う。(9) IN-D3.5.a. 野生生物とかかわる際は、政府の認可もしくは専門家の承認を得て、悪影響を与えないようにしている。

IN-D3.5.b. 自然生態系への影響が生じた場合、その影響を最小限に抑え、必要であれば再生するための取り組みを行っている。

IN-D3.5.c. (現金または現物による) 補償に対する貢献の度合いは、年間の売上高または利用料に対する割合で確認する。

解説:

希少種や絶滅危惧種とかかわりを避けることが望ましい。かかわる場合には、絶対に悪影響が出ないようにしなければならない。ツアーオペレーターによる補償の貢献は、研究者や管理者などに対する後方支援 (例:無料送迎)を含む。

- (1) UNWTO (国連世界観光機関) の指標および GRI 基準に準じ、顧客満足度の概念は用語集に明記されている。
- (2) インフラ:公共機関や施設(道路、水路、下水処理など)の改善および管理
- (3) UNWTO、UNICEF(国際連合児童基金)、ECPAT(アジア観光における児童買春根絶国際キャンペーン)などの行動規範に署名することで方針の実施の裏付けとなる。(詳しくは www. thecode. org)
- (4) 「児童労働」という言葉は、児童から児童期、可能性や威厳を奪い、身体発育や精神発達に 悪影響があるとよく定義づけされる。ここでの労働は、児童にとって精神的、身体的、社 会的、倫理的に危険かつ悪影響があり、通学の機会と登校に支障をきたし、不完全な登校 時間や登校と超過時間労働のかけもちを促すものをいう。 http://www.ilo.org/ipec/facts/lang-- en/index.htm
- (5) ビーチフロントやウォーターフロントのアクセスを含む。
- (6) 「中水」は用語集を参照。
- (7) 「化学物質の適切な管理」は用語集を参照。
- (8) 「野生生物」および「持続可能な利用」は用語集を参照。
- (9) 「種の生存率」および「補償貢献」は用語集を参照。
- **GSTC 認定基準・推奨指標(英文)は、国連世界観光機関 (UNWTO) アジア太平洋センター、NPO 法人エコロッジ協会、NPO 法人エコツーリズムセンター、太平洋アジア観光協会 (PATA)、名城大学の協力により、日本語に翻訳されています。

翻訳・校正協力者:堀信太朗、高山傑、橋本芽衣、月江潮、梅崎靖志、中澤朋代、大浦佳代、貝和慧美、二神真美、